

第6回 京都市財政改革有識者会議 議事録

◆日時 平成22年8月3日(火) 午前10時～正午

◆場所 職員会館かもがわ 大会議室

◆委員 (五十音順・敬称略, ◎…座長, ○…副座長)

出席委員 8名

- 秋月 謙吾 京都大学公共政策大学院・法学研究科教授
安保 千秋 弁護士
位高 光司 日新電機(株)取締役会長, 京都経営者協会会長, 京都商工会議所常議員
◎伊多波 良雄 同志社大学経済学部教授
西村 英二 連合京都事務局長
平井 誠一 (株)西利代表取締役専務, 京都市未来まちづくり100人委員会代表幹事
松山 大耕 妙心寺塔頭退蔵院副住職, 未来の担い手・若者会議U35議長
横井 康 公認会計士

欠席委員 1名

- 野間 光輪子 NHK経営委員会委員

1 開会

高城財政部長	<p>本日も委員の先生方には大変お忙しい中、また殊の外お暑い中にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから、第6回京都市財政改革有識者会議を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議で各論をひとつと終えさせていただけるということでございます。本日のご議論を踏まえまして、かねてからご指摘を頂いておりました中長期の財政シミュレーションを含めました提言についてご議論を頂くということで、あともう一回、まとめの会議をお願い致したいと思っております。本日を含めまして残すところ2回となりました。どうぞこれまで同様よろしくお願い致します。</p> <p>なお、本日の会議でございますけれども、野間委員におかれましては所用のためご欠席でございます。また、秋月副座長は所用のため後刻ご出席を賜るということでございます。</p> <p>それでは、会議の進行につきまして、座長、どうぞよろしくお願い致します。</p>
--------	--

2 議題

伊多波座長	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、今日は議題が3点ございますが、その議題に入る前に前回の「社会福祉関係経費のあり方」に関する議論の内容に関して、まとめを事務局から紹介して頂きます。それでは、お願い致します。</p>
高城財政部長	<p>それでは、お手元に配付致しております資料1に基づきまして「社会福祉関係経費のあり方」に関する前回のご議論の内容をまとめましたものをご紹介させていただきます。</p> <p>まず1点目でございます。福祉施策の制度の見直しは生活に直接影響し痛みを伴うものであり、施策の見直しについては慎重で十分な議論が必要であるというものでございます。</p> <p>2点目、国の施策の基準が低く、住民福祉を守るためには地方が継ぎ足しをしなければならない実態があり、国制度の拡充も大きな課題である。</p> <p>3点目、京都市の継ぎ足し施策や単独施策は、「生活を支える基本的な施策」と「福祉サービスの施策」、また「将来の医療費等の増大抑制を睨んだ施策」に区分される。福祉施策をこの区分に分けて考えることで、守るものと見直すものとの優先順位がはっきりするというご意見でございます。</p> <p>4点目、継ぎ足し施策の中には当初の目的と現状に乖離が生じているものがないか、制度の運用について立ち戻って議論をする必要がある。また、昨今の急激な社会の変化を考慮すれば、負担と給付の関係などについて、その都度見直しを検討する必要がある。そして、そのことによって財政事情が厳しい中であっても、本当に必要な方にきちんとした手当ができることとなる。</p> <p>5点目、市民の生活状況・経済状況は若者、高齢者等でひとくくりにはできずに多様化してきている。年代等で切り分けるのではなく、所得からの視点など福祉のあり方を考え直すことも重要である。併せて、施策対象者の所得条件など基準についてもきめ細かくする必要がある。</p> <p>6点目、母子家庭等医療費助成制度において、全世帯の平均所得を上回って設定している所得制限額のあり方や父子家庭への対象拡大、敬老乗車証交付事業において、所得に関わりなく70歳以上の全ての高齢者を交付対象としていることや自己負担のあり方、学童う歯事業においては、子どもの歯科衛生環境が施策創設時と比べて向上している中であって、施策を継続することの意義について検討することが必要である。</p> <p>7点目、市税等の増収が見込めない中、対象者が増加する福祉施策を持続可能なものとするためには、受益者負担の見直しも必要である。敬</p>

	<p>老乗車証交付事業の一部負担金導入など、これまでの制度見直しの結果を分析・評価し、今後の施策の見直しに活かすことが必要である。</p> <p>8点目、京都市の福祉施策の水準や財政支出の規模は、現状では他の指定都市と比べて、総じて上位に位置する。京都市における福祉政策の考え方と将来の方向性について、しっかりと検討し、幅広く議論する必要がある。</p> <p>9点目、京都市は基幹的な歳入である市税収入が他の指定都市に比べて少ない中で、他を上回って福祉関係経費への財政支出を行っており、財政を圧迫する要因の一つとなっている。市民一人当たりの福祉関係経費の他の指定都市との乖離はこの数年広がっており、今後も高齢化等を考えると、一層乖離が大きくなるものと予測される。京都市の財政力を考えると、これ以上乖離を拡大させないといった大きな目標設定が必要である。</p> <p>10点目、今後の低成長社会における費用負担のあり方について、市民を交えた議論が必要であり、新たな施策を実施する場合には、社会経済情勢の変化なども踏まえた現行施策の見直しにより財源捻出を行うルールを確立することも有効である。また、市民的議論をしっかりとしたものにするためにも、今後、財政面からの制約が大きくなることを明確にしておく必要がある。</p> <p>11点目、市民の納得を得るためには、税収の見通しや福祉関係経費の増加傾向などの財政の全体シミュレーションに加えて、個々の事業を見直した場合の財政効果額も重要な情報である。</p> <p>12点目、福祉政策の考え方と将来の方向性の検討に当たっては、現状を追認することなく、生活保護の保護率が他都市に比べて高いことや、障害手帳の交付数が他都市に比べて多いといったことについて、しっかりと分析が必要である。</p> <p>13点目です。福祉の基盤となる日本の家族の姿の変化、また階層分離の激化と固定化など、社会は急速に変化してきており、子どもたちが自立した生活を営んでいけるよう、しっかりと教育をはじめ、長期的な課題解決の視点が重要となっている。</p> <p>14点目、生活保護に関して、稼働世代の就労支援について効果を測定し、次の展開に生かすとともに、京都府との連携を強化するなど実効性を高める必要がある。併せて、貧困を繰り返さないよう教育水準を高めるなど長期的観点からの対策も重要である。</p> <p>15点目、専門家の意見も交えて対策を講じるなど、大きな財政負担となっている医療費の抑制も検討課題とする必要がある。</p> <p>16点目、都市間競争は激化しており、福祉政策の考え方を確立するに当たって、都市間競争の視点を踏まえて都市の魅力をしっかりとアピール</p>
--	--

<p>伊多波座長</p>	<p>できるよう検討することも有効である。</p> <p>17 点目、京都市の将来のためには、市内での若者の定住が重要であり、子育て施策が他の指定都市に比べて充実していることを積極的にアピールするなど、福祉施策の実施に当たっても都市経営的な感覚が必要である。</p> <p>18 点目、京都市の生活保護部門の人員費は他の指定都市と比べて高くなっており、点検が必要である。また、福祉施策は市役所以外の多くの事業者によって担われ、事業者の採算はサービスを提供することによって成立する。施策の効率化を考える際にはこうしたサービスを供給するさまざまなセクターも含めて点検する必要がある。</p> <p>19 点目、福祉施策を提供する際、対象者の認定や経費の執行について、常に厳正に点検する必要がある。</p> <p>社会福祉関係経費のあり方に関する議論の前回分のまとめについては以上でございます。</p> <p>ここでもう一つ、前回のご議論の際に松山委員からご依頼を受けました生活保護と最低賃金につきましての資料を席上に配付させて頂きましたので、併せてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず1点目、生活保護が最低賃金を上回っているのは表に記載のとおり12の都道府県でございます。京都府も20円上回っているということでございますので、これを踏まえまして2つ目、京都府内における状況を分析いたしております。</p> <p>京都府の最低賃金729円、時給換算での賃金でございます。税・社会保険料控除後の可処分所得は月10万9,000円程度となっております。上記所得から食費、光熱水費、家賃、そして医療費の自己負担分などを支出され生活を営んでいるという状況でございます。</p> <p>一方で生活保護受給者の場合でございますけれども、11万2,000円程度でございます。こちらはこの保護費から食費、光熱水費、また住宅の家賃を支出されますけれども、先ほどの最低賃金との大きな違いは医療費については生活保護の場合は医療扶助として別途支給をされるという点でございます。</p> <p>資料2枚目には、生活保護と最低賃金についてそれぞれ都道府県ごとに折れ線グラフでその額を表示しております。</p> <p>資料の説明については以上でございます。</p> <p>ただいま、事務局から前回の議論の内容について説明がございましたが、何かご意見、あるいはつけ足したいことなどがありましたらお願い致します。</p>
--------------	---

<p>松山委員</p>	<p>今、頂いた資料に関してですが、前回この生活保護と最低賃金のお話をさせて頂いて、データでこの裏づけができないかということでこの資料を依頼しました。最低賃金で働いている方は数としては少ないかもしれませんが、このような経済状況で仕事も介護や警備などしかなかか出てこないという状況の中で、その仕事自体も厳しい上に賃金も安いということで、一生懸命働くよりも生活保護でお金を頂くほうが額が多いというこの状況であれば、一生懸命働いて、辛い思いをして生活しようという方が少ないというのはそのとおりなのではないかと思うわけでございます。しかし本当に働きたくても働けないという方は実際におられます。そのような方々のためにこの生活保護という制度があるわけであって、制度自体を変更すべきという意図で言ったわけではなくて、働けるけれども少ししんどいからやめとこうかという方々をどう社会に戻していくか、インセンティブをどうやって与えるかということが一番大事だと思います。ですから、生活保護費を支給するという以外に、制度的にどのように引っ張っていくかということを考えていかないといけないのではないかとということで、この資料を拝見させて頂きました。</p>
<p>伊多波座長</p>	<p>はい、ありがとうございます。このことは全国的にも問題になっていることであり、私も個人的には至急に改善しなければいけないことだと思っています。地方の都市の場合、最低賃金を例えば上げた場合には労働供給が大きくなって失業者が増加するのではないかという議論もあるわけですね。労働市場全体の動きもあって、このことはかなり微妙なところだと思います。</p> <p>ただ、このような問題は自治体にとっては大変重要で、今後もやはり京都府でも考えて頂きたいと思っています。</p> <p>それから、前回お話しすると良かったのですが、京都市の女子労働の就業率はそんなに高くなかったと思います。今後少子化を迎えると労働市場がやはり逼迫してくる可能性があることを考えると、女子労働、特に出産、結婚された後の女子労働の供給を促すことも何か考えたほうがいいのではないかと思います。</p> <p>それと、17番目とそれから13番目もそうですが、子育て施策というのが今後重要になってきます。施策を検討するのは大体年配の方が多いのですが、年配の方は大体子育てが終わってしまうので、実際どこを現在苦労されているかという状況が余りわからない部分があるので、これからは子育て施策などに関しては若い世代の方にデザインして頂くという体制も必要なのではないかと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>それでは、現在確認しました内容をもとに原案をとりまとめて、改め</p>

<p>別府財政課長</p>	<p>て皆様にお諮りするということにしたいと思います。</p> <p>それでは、本日の議題に入らせて頂きます。議題は3点ございますので、事務局から一括して説明して頂きます。では、説明をお願い致します。</p> <p>それでは、資料に沿いましてご説明を申し上げます。</p> <p>資料2「資産の管理、有効活用のあり方について」の資料からお願い致します。</p> <p>章立てと致しまして、資産活用の現状について（1）から（5）のそれぞれの項目を点検頂きまして、2にありますように今後の管理、活用のあり方についてご意見を戴ければと思っております。</p> <p>財政改革の効果、財政効果は直ちには現れてまいりませんので、その間このような資産活用も重要な視点になってくるものと考えております。</p> <p>3ページに本市の資産の総括表を記載しております。土地建物ですが、大きな面積がございますけれども、多くは市役所や市の事務所などの公用財産、あるいは学校や病院などの公共用財産であり、現在活用しているものでございます。3つほど下におきまして、財産権のうち、有価証券は23億円ほどあり、別紙でご覧頂きます。また、出資による権利につきましても、同様に別紙でご確認を頂きたいと思っております。</p> <p>1行あけまして、債権については240億円ほどございますが、記載をしておりますとおり、母子寡婦福祉資金をはじめとした貸付金が主なものでございます。また、基金についても後ほど別表でご覧頂きます。</p> <p>おめくりをいただきまして、4ページが本市における財産収入の決算額の推移でございます。グラフの下の欄が財産の運用による収入でございますけれども、概ね15億円程度で推移してきております。上段の財産の売払いの収入は年度によって山谷がございます。20年度の決算の内容の主なものですが、運用収入では土地や建物の貸付収入が約7億円、基金の運用収入が8億5,000万円程度、有価証券の配当が2億5,000万円程度でございます。上段の売払収入は主には土地の売却、あるいはリサイクル物品などの物品の売却でございます。財産収入の指定都市との比較について5ページに資料を添付しております。左端の京都市ですけれども、運用面で指定都市の平均を下回っております。これは右のほうをご覧頂きたいのですが、2つ隣の仙台市、あるいは大阪市、神戸市の運用収入が非常に大きな数値になってございます。こういったことも影響しているかと思っております。また、大阪市、神戸市では財産の売払収入についても大きな決算額となっているところでございます。</p> <p>7ページをご覧頂きたいと思っております。本市が保有致します有価証券並</p>
---------------	--

びに出資による権利の内訳でございます。様々ございますけれども、この中で財産の運用収入を上げておりますのは上段有価証券の4行目、関西電力株の配当益でございます。2億5,000万円程度の配当収入となっております。

下の段の出資による権利については、主に本市の外郭団体等への出資が中心でございます。

8ページでございます。先ほど財産の運用収入面で大阪市、神戸市、仙台市が非常に高いと申し上げましたが、その理由の一つでございます。下に表を記載しておりますけれども、関西電力株の株式の保有状況でございます。本市は419万株保有をしておりますが、大阪市は8,370万株、筆頭株主でございます。神戸市は2,700万株保有をしておられます。それぞれ配当収入は、これは1株60円での私どもの試算でございますが、大阪であれば50億円、神戸であれば16億円であります。また、仙台市についても、東北電力株の株を保有しておられるということでございました。このあたりが運用収益の他都市との違いの一例でございます。

恐縮ですが、10ページをお開きいただきたいと思っております。ここでは市税債権と市税以外の国民健康保険料や介護保険料の債権等について情報の共有化、あるいは債権回収の一元組織を設置しているかどうかの一覧表でございます。京都市はいずれも「×」ですが、両方とも「○」がついている都市も指定都市の中でも出てきている状況でございます。実施している都市の特徴ですけれども、主に市税の徴収体制の強化をこれから進めようという都市が中心でございます。例えば京都市は20年度決算、市税徴収率97.2%でございますが、両方「○」がついている、さいたま市94.4%、上段右端の新潟市、静岡市ではそれぞれ93.8%、93.6%、下段の浜松市では94.0%などとなっております。この情報共有化あるいは回収の一元化組織については各々の税等の徴収の根拠法令の違いや守秘義務、一方で公益性との兼ね合いを図りつつ、各都市において取り組みが進められております。

一つ事例のご紹介ですけれども、大阪市についても情報の共有化、回収一元化組織の両方を実施をされておりますが、税や国保などの通常の徴収体制とは別に、高額滞納のための特別チームを設置しておられます。特に、料金等の徴収に当たりまして裁判所への申し立てが不要である国税徴収法の対象となるもの、税や国保ということになりますが、それらを対象として高額特別チームを作って取り組んでおられるところでございます。

京都市では、これに似た取組ですが、生活保護の住宅扶助受給者と公的住宅の家賃滞納者の情報について情報共有を図るということで、個人

情報保護審議会でのご審議をいただきまして、現在取組を進めているところでございます。今後も債権回収の取組みは、下の「行財政改革・創造プラン」にも書かれているとおり、実施をしていく予定でございます。

横井委員依頼資料でございます。この債権回収に関しまして、京都市の収入未済額の状況はどうかということで依頼頂いた資料でございます。20年度決算において市税収入では69億円の収入未済額が出ているところでございます。以下、各項目はご覧のとおりでございます。例えば市税収入のうち、市民税では、約32億円の収入未済額のうち、当該年度分が約16億円、過年度からの滞納繰越分が約15億円であります。

恐縮ですが、本編の資料の11ページにお戻りください。本市の基金の残高でございます。左端でございますけれども、市民一人当たりで、市債残高は他都市を上回り、基金残高は他都市の平均を下回っている状況でございます。

次に12ページでございます。地方自治法の規定を記載しております。基金は条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持、積み立てを行うものでございますが、矢印にありますとおり、当初の設置目的の意義と現在並びに将来のあり方について検討が必要ではないかと考えているところでございます。

13ページから14ページにかけては、本市が保有しております基金の一覧を部局ごとにまとめてこちらに記載させていただいております。14ページの一番下に総合計がございまして、36の基金で20年度末で1,341億円の残高が帳簿上でございますが、その右欄に記載の564億円は既に財源対策等で一般会計などに貸し付けておりますので、正味残高は776億円となるところでございます。この基金につきましては、大口定期や債券など、安全性を考慮しながら運用を進めておりまして、20年度の平均利回りは0.797%であったところでございます。

15ページからは保有資産の活用についてでございます。一定の役割を終えた土地等の売却について現在の未来まちづくりプランで計画しております。16ページにその進捗状況を記載しております。活用売却等による財政効果は、22年度当初実績で11億8,000万円でございます。また、一番下の22年度の欄ですけれども、区役所、支所等の自動販売機の設置について、収益性に着眼致しまして価格競争で設置をしていただくというようなことで財政効果を上げているところでございます。

17ページは大阪市の公有財産の有効活用の事例のご紹介でございます。(1)の欄ですけれども、大阪市では全市の市有地の一元管理の実施、あるいはその下の下線部分ですが、情報の一元化や有効活用に関する分析、企画立案機能を民間シンクタンクの活用などの取組を実施して

おられます。大阪市の財産売却収益が大きい一つの理由ではないかと考えております。

恐縮ですが、19 ページをご覧頂きたいと思います。建物等のライフサイクルコストの低減についてでございます。公共投資のご議論の際にもアセットマネジメントについて議論頂いたところでございます。本市では、現在建物調査等をほぼ終えまして、ライフサイクルコストの低減、アセットマネジメントの計画を策定中の段階でございます。他の政令指定都市においては5つの都市で既に計画や方針を策定しておられます。事例紹介でございますが、横浜市では、このライフサイクルコストの低減、アセットマネジメントの取組と併せて、施設等の保有量の適正化の取組を進めておられます。今後の人口減少等も睨みまして、利用状況について現在、将来を見通し、施設等の再配置についても検討を進めているところでございます。

恐縮ですが、一括してご説明申し上げます。

資料3「市税収入の確保について」をご説明申し上げます。論点としては1から3に記載のとおりでございます。まず、本市の税収構造を見ていただいた上で、新税や超過課税、税の軽減等についてご確認頂き、今後の税収確保の方策についてのご意見を頂戴できればと思っております。

まず、5ページをお開き頂きたいと思います。市税収入の内訳でございます。まず、個人市民税が835億円で、吹き出しがございますけれども、その97.9%は所得割の課税でございます。次に法人市民税428億円の収入がございますが、多くは法人税割の収入でございます。固定資産税は1,000億ほどの収入がございますが、吹き出しにありますとおり土地と家屋が概ね半分ずつでございます。

こうした全体状況を踏まえまして、少し飛んで恐縮ですが、8ページをご覧頂けたらと思います。他の指定都市との市税収入の比較でございます。左端の本市ですが、下から順に個人の市民税が他都市より低く、下から2段目の法人の市民税はこの年度は他都市を上回っております。また、3段目の固定資産税は他都市より低いという状況でございます。いわゆる安定的な税源でございます個人市民税と固定資産税が低いという特徴がございます。

1都市、特徴的なところをご紹介申し上げます。中ほどの横浜市でございます。個人の市民税が本市よりもかなり大きい反面、法人の市民税は本市を下回っております。この理由については後ほどご覧頂きます。

以下、まず個人市民税が他都市に比べて少ない理由についてご覧頂きます。10ページをお願いいたします。一つには左端のグラフの中ほどの大きな帯である生産年齢人口の比率が本市は67.2%でございまして、他

都市に比べて比率が低く、一方でグラフの一番上の高齢人口の比率は高いという特徴がございます。

11 ページをご覧くださいと、生活保護率が他都市に比べて高いということがございます。

更に 12 ページをご覧ください。個人市民税の所得割課税の方の割合ですけれども、下の表の網かけ部分ですが、京都市は 41.6%と、他都市平均を 3 ポイントほど下回っております。また、横浜市の欄をごらんいただきたいんですが、納税義務者は 48.2%と、横浜市では半数ほどの方が所得割の納税をされております。先ほどの横浜市の個人の市民税が高い理由の一つであります。

13 ページは、この所得割を納税して頂いている市民の方の所得階層別の比率であります。下の表にあります、京都市では 300 万円以下の方が 80.3%、他都市の平均を上回っております。300 万円以下の階層の幅が広いということでもあります。ここでも中ほどの横浜市をご覧くださいのんですが、300 万円以下の階層は 70.6%と、横浜市の個人市民税が強い大きな理由であろうかと考えております。

14 ページから 15 ページにかけては固定資産税の土地分についてでございます。まず、固定資産税の評価額ですけれども、本市の平均評価額を見ますと、宅地については㎡当たり概ね 12 万円程度の評価額であり、一方、山林については㎡当たり概ね 20 円程度の評価額であります。固定資産税の土地分のほとんどは宅地課税による収入であります、下のグラフを見て頂きましたとおり、京都市は宅地面積が他に比べて少ないという特徴がございます。

先ほどご覧頂きました横井委員からのご依頼の資料の 1 枚目の裏面をおめくり頂きたいと思えます。小規模宅地である 200 ㎡以下の宅地の占める割合をグラフにしております。グラフの下に箱書きがありますが、200 ㎡以下の小規模住宅用地の場合、固定資産税の課税標準を 6 分の 1 に減額することとしております。通常宅地の場合は 3 分の 1 の減額でありますので、この小規模宅地の比率が多いほど税収としては少なくなるということでもあります。京都市はこの比率が 61.8%と、他都市平均を 9 ポイントほど上回っている状況であります。固定資産税土地分についての補足資料をご説明申し上げました。

本編資料にお戻りをいただきまして、16 ページから 17 ページをご覧くださいと思えます。固定資産税の家屋分についてです。ここでもまず前段の説明として、本市の平均の家屋評価額ですけれども、木造家屋の評価額は 1 ㎡当たり概ね 2 万 2,000 円程度であります。一方で非木造、鉄筋等については㎡当たり概ね 5 万 7,000 円程度の評価額になっております。下のグラフにありますとおり、京都市は網かけの木造家屋の比率が他都

	<p>市に比べて10ポイントほど高いということが大きな特徴であります。</p> <p>また、18 ページをご覧くださいと、昭和 38 年以前に建てられた建築年次の古い住宅の比率も非常に高いという特徴がございます。</p> <p>19 ページは法人市民税についてでございます。中ほどやや下の※印をごらんをいただきたいと思えます。本市の納税の上位 30 社は納付をしている全法人の 0.07%でありますけれども、納税額は全体の約 6 割を占めております。京都市の世界的な中核的企業によって本市の税収が支えられているという側面が出ているものと思われま。</p> <p>おめくりを頂きますと、法人市民税の納税義務者の中で法人税割を納付頂いているのかどうかということ指定都市比較でまとめております。京都市は左端で 1 万 4,300 社ほどが法人税割を納付いただいております。率としては 33.4%、他都市の平均は 35.6%であります。</p> <p>21 ページは法人市民税の納税額について、網かけ部分が上位 30 社、白抜きがその他の部分であります。上位 30 社の比率が非常に大きく、一方で年度間の増減は非常に大きなものがございます。</p> <p>以上、本市の税収の他都市に比べて強いあるいは弱い特徴等についてご報告を申し上げます。</p> <p>以降が課税自主権の活用についてであります。24 ページ、25 ページをごらんください。まず、新税についてでございます。24 ページの上の箱の 2 つ目の「・」です。新税を導入している市区町村は 1,800 団体中 12 団体であり、3 行目にありますように、主として財源確保の観点よりも政策誘導の手段として活用しておられます。25 ページにその 12 団体の税の内容を記載しております。</p> <p>事例を幾つかご紹介申し上げます。上から 3 行目の太宰府市の歴史と文化の環境税です。太宰府市では有料駐車場への駐車に関して、例えば普通車であれば駐車料金に 100 円上乗せをするといった課税を平成 15 年度から実施されております。1 つ飛んで、豊島区の狭小住戸集合住宅税、通称ワンルームマンション税であります。30 m²未満のワンルームマンションを建築する際に建築主に対して 1 戸当たり 50 万円の課税を行っているものであります。豊島区では区内人口の 56%が単身世帯で、豊島区内の全マンションに対する 30 m²未満のワンルームマンションの比率が 40%ということもありまして、今後のマンションのあり方という観点からこのような新税を導入されたと同っているところでもあります。政策誘導の事例についてご紹介を申し上げます。</p> <p>26 ページから 27 ページにかけてが超過課税であります。税率の引き上げであります。27 ページが全国の様態であり、まず、1 行目の個人の均等割、通常年額 3,000 円のところを引き上げているところが 3 都市あります。例えば横浜市では 900 円上乗せをしておられます。通称みどり</p>
--	---

税と呼んでおられるようではございますけれども、森林環境保全などに使うということで、21年度から5年間の予定と伺っております。

また、法人市民税の均等割については411団体で実施をしておられますが、指定都市では北九州市と福岡市の2都市であります。法人税割については1,024団体ということで、地方公共団体の6割程度で導入をされている税でございます。京都市もこの法人税割の超過課税の実施をしております。概要は下の欄に記載のとおりであります。上乗せ税率は2.2%、増収額は一番下の欄にありますとおり、20年度決算で54億円あります。

28ページから29ページが市税の軽減措置であります。これは地方税法による軽減に加えて本市が条例等によって実施しているものであります。28ページの表にありますとおり、20年度決算で13億7,600万円の軽減措置を実施しております。この表の右側に説明がありますが、固定資産税から軽自動車税にかけては、集会所や児童公園、国際会議場、あるいは社会福祉施設で利用している軽自動車等、概ね他の自治体も実施をしている内容かと思えます。

一方で、個人の市民税については本市の特徴が表れております。29ページに3つ項目を掲げておりますが、このうち1番目と2番目は政令指定都市で京都市のみ、3番目は本市を含め5都市で実施をしておりますのでございます。横井委員からのご依頼の資料の2枚目の表面をご覧ください。まず、(1)の所得割の納税義務がない方を対象とした均等割額の全部減免であります。対象者は3万3,000人で減免額は約1億円ほどでございます。制度の創設は昭和26年であり、均等割、所得割の意義等は記載のとおりであります。適用例として、65歳以上・年金のみ・配偶者ありが一番上にあり、この場合、年金収入211万以下の場合には均等割が非課税で、それ以上の方は均等割が課税されるというのが地方税法の取扱いです。矢印の右側、本市の取扱いですが、222万以下の方の所得割非課税の方について均等割も全部減免を行っているものであります。この制度ですが、仮に本市の独自施策がない場合、もしくは廃止をした場合ですけれども、その場合は税額ベースでは1年間で3,000円ということになるわけですけれども、福祉施策への影響はかなり大きなものがございます。例えば、国民健康保険の高額療養費などに影響が出てまいります。今まで住民税非課税であった方が一部課税に入れかわることにより影響がかなり出てくるということが予想されるものでございます。

次に1つ飛びまして、(3)少額所得者の減免でございます。これも昭和26年創設であります。適用例として左側に給与のみ・単身の場合、地方税法では100万円以下の方が所得割、均等割が非課税であり、それ

以上の方は全部課税であります。京都市では 100 万円から 105 万円の方について一定の減額を行っております。

裏面をご覧頂きたいと思っております。65 歳以上の方に対する減免措置についてであり、これは 2 分の 1 減免を実施しております。まず、左の平成 17 年度というところの 2 つの箱、左側の箱をご覧ください。これは国の制度であり、年金額 266 万円まで非課税と左側に書いてございます。これは箱の上の段、125 万円、65 歳以上の非課税措置の部分についてこういう制度でございます。この時点で京都市は国の 125 万円に 10 万円上乗せをして 135 万円とし、この差額の年金収入ベースで 266 万円から 280 万円の間にいる方について 2 分の 1 減免を実施しておりました。右側の平成 18 年をご覧ください。18 年度の箱のほうの右から 2 つ目の箱ですけれども、国の制度が変更になりまして、一番左の箱で 125 万円非課税措置があったものが 35 万円に変更になり、年金額ベースで非課税限度は 155 万円に下がりました。一方、京都市では独自の軽減措置を現在も継続しておりますので、年金収入ベースで 155 万円から 255 万円の間の方について 2 分の 1 の軽減を実施しているものでございます。いわゆる年金所得階層について税額が一度にはね上がらないで間に 2 分の 1 を挟むということで制度を実施しているわけですけれども、国の制度変更もありまして、本市が独自で軽減する幅が今は広がっている状況がございます。適用対象者は 3 万 6,000 人。税額ベースでは 3 億 8,000 万円の影響でございます。

少し説明が長くなりましたが、本編へお戻り頂けたらと思っております。

30 から 31 ページが市税徴収率についてでございます。31 ページのグラフをご覧くださいと、平成 6 年度当時、京都市は 91.9%の徴収率で指定都市最下位でございましたが、現在はご覧のとおり上から 2 番手、3 番手というところでございます。箱書きの一番下に記載をしておりますけれども、徴収率向上による増収効果は約 130 億円程度と推計をしております。

資料 4 「国や府との財政面の関係について」をお願い申し上げます。論点は裏面にありますとおおり 1 から 4 に記載のとおりでございます。

まず、3 ページをご覧ください。京都市の市域内において納税頂きました国税、府税、市税について、地方交付税や補助金などという形で市の財政に幾ら戻ってきているかというグラフでございます。ご覧頂きましたように、54%程度が京都市財政に戻ってきている状況であります。これを他の指定都市と比較しましたのが 4 ページ、裏面であります。全体を通じまして他都市の平均を上回っております。一番大きな要因は上から 2 段目の国からの還元であります。一番上の段の都道府県からの還元についても、他の政令指定都市とおおむね均衡をしている状況であり

	<p>ます。財源の移転還元という面では政令指定都市の平均的なところということかと思えます。</p> <p>5 ページは税源移譲についてであります。左の図ですけれども、日本全国で税収を見ますと、国が 39 兆円、55%程度を徴収しておられますが、隣の箱にありますように実質配分額は1割程度であります。したがって、このページの一番右端にありますように国税は国が直接使う額だけを徴収され、残りの金額については地方交付税や補助金ではなく、税そのものを地方に移譲して頂きたいと、指定都市共通で要望・提案を行っているものであります。</p> <p>6 ページから7 ページをご覧ください。政令指定都市の場合は、大都市特例として記載されているような事務を都道府県に代わって実施しております。7 ページでは、受益と負担のねじれということで、京都市でもそうですが、指定都市の市民は行政サービスは市から受けますが、その負担は都道府県への納税ということになっております。したがって、矢印にありますとおり、税源そのものを指定都市に移譲をしていただきたいと、これも指定都市共同で要望しているものであります。</p> <p>8 ページからは国との関係であり、まず、地方交付税であります。地方交付税の本質的な意義の復習でございます。地方公共団体間の財源の不均衡を調整する機能と、もう一つは、どの地域に住む住民の方にも一定の行政サービスを提供できるよう地方に対して財源を保障する機能の大きくこの2つの機能であります。京都市の地方交付税の状況は9 ページから10 ページにかけてグラフを記載しておりますとおり、地方交付税の依存度が高く、この間地方交付税の減収が京都市財政に大きな影響を与えたところであります。</p> <p>11 ページに交付税についての指定都市共通の要望を記載しております。まず、地方財源不足ということで22年度の地方交付税等額は25兆円ですが、右にありますとおり、法定5税分は17兆円となっております。これは、先ほどの財源保障機能、日本全国標準的な財政運営ができるように保障するためには25兆円必要であるということでございます。一方で、地方交付税は例えば所得税や酒税の32%など、その原資が定められております。そういった原資ベースでは17兆円ということで、穴があいておりますので酒税や所得税などの32%ではなく、地方交付税に充てる法定率を引き上げて頂きたいということでありまして。また、大都市特有の財政需要ということで、大都市が持つ圏域の中核都市としての役割を考慮した地方交付税の配分を頂きたいという、これも大都市全体での要望であります。</p> <p>12 ページは地方交付税制度から京都市財政の状況を見た資料でありますけれども、一番上の箱にありますように京都市においては地方交付税</p>
--	---

制度で予定をされた標準的な歳出 2,888 億円に対して、1つあけた京都市の20年度決算の歳出は4,073億円ということで、標準的な歳出を上回る歳出を実施しております。そのための財源として主なものとして吹き出しがありますが、市税の超過課税、あるいは基金、財産収入などを活用しております。本日も議論いただく収入面については、このような部分で大きな要素になっております。

13 ページから 15 ページにかけては、国における地域主権戦略大綱の資料、特に一括交付金等の資料を添付させて頂いております。

18 ページから 19 ページをお願い申し上げます。国、府、市の事務分担についてであります。18 ページの図にありますように、広域行政を担う京都府と、基礎的自治体であり、圏域の中核都市であります京都市については事務分担が重複している部分があります。

19 ページをご覧ください。これは総務省の資料ですけれども、この中で都道府県の欄にあります、例えば一番左側では下線を引いておりますが、公営住宅、その隣の欄には高等学校や特殊教育学校、公立大学などについても京都市も実施しております。府、市それぞれで役割分担を担いながら実施しているものであります。この部分について、20 ページ、21 ページで政令指定都市の状況を確認致しました。

まず 20 ページでは政令指定都市の市域内にある公立の高等学校、市立と都道府県立の状況であります。左端の京都市ですけれども、市立が9校となっており、全体としては36%が市立となっております。横に全体をざっとご覧頂きますと、都市によってまちまちであります。傾向としては新しく政令指定都市になられたところ、例えば真ん中のあたりの静岡市、浜松市や右のほうの岡山市などはほとんどが県立であります。一方で歴史のある指定都市を見ましても、例えば真ん中やや左の横浜市は市立は2割、県立が8割程度でありますし、右から2つ目の北九州市でも21校が県立ということになっております。一方で、名古屋市や大阪市は4割程度が市立ということで、指定都市によってまちまちであります。

次の21ページが特別支援学校の状況です。左端の京都市ですけれども、市立が7校、府立が3校で、比率としては市立が7割ということになっております。ここでも他都市を見ていただきますとまちまちでして、やはり平成になってから政令指定都市になられたところはほとんどが県立であります。一方で、先ほど20ページの資料では県立高校の比率が高かった横浜市、北九州市や福岡市は、21ページの特別支援学校では市立の比率が非常に高く、特に北九州市や福岡市はほとんど市立であります。全体を通しては京都市、大阪市、神戸市は高校も特別支援学校も市立の比率が高いというような状況であります。指定都市と都道府県の全国の

	<p>役割分担はそれぞれまちまちということではないかと思います。これはそれぞれの地域の歴史や時々の事情によって恐らく役割分担を担ってこられたものと考えておりますけれども、例えば特別支援学校については生徒数が最近非常に増加してきております。本市でも平成 14 年度当時 500 人ぐらいの定員でしたが、21 年度現在は 720 人程度、非常にニーズが大きくなってきております。本市でも平成 16 年度に北部総合支援学校を新設してきております。今後ニーズが拡大する部分について、市民、府民にとって最もよい方法をどう役割分担をしていくかということになるかと思いますが、その意味で、次のページから出てきます府市協調の取組ということが重要になってこようかと思いますが。</p> <p>23 ページに近年の協調の成果を挙げております。幾つか事例をご紹介します。「・」の 3 つ目、府市行政協働パネルの設置については、知事、市長のトップの意見交換に加えて、実務者レベルで協議を行うパネルを設置しております。成果としては 1 つあげまして P T P S（公共車両優先システム）で、これは市バスの走行環境改善に大きな効果があるわけですが、河原町通での設置、あるいは今後東大路通等への拡大等についても協議を行っているところでございます。</p> <p>24 ページから 25 ページにかけては府市協働パネルの開催状況や、その形態についての図を参考に添付させて頂きました。</p> <p>少し長くなりましたけれども、資料の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
伊多波座長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>かなり長い時間説明して頂き、もう時間もあまりありませんので、どなたからでも結構でございますので、ご質問、それからご意見などがありましたらお願いします。</p> <p>最後の高等学校については、例えば私立との比較はございますか。日本は諸外国に比べると公立学校がかなり少な目です。それで教育費を安くしているということで、私学との関係も大事だと思いますけれども、いかがですか。</p>
別府財政課長	<p>統計はとれるかと思いますが、また研究していきたいと思います。</p>
伊多波座長	<p>横井委員依頼資料の収入未済額の状況の市税のところ、市民税の現年度分が 16 億円で、過年度分が 15 億円とのことですが、固定資産税の状況はどのようになっていますか。</p>
別府財政課長	<p>固定資産税の場合は 28 億円のうち現年分が 12 億円程度、過年度滞納</p>

	繰越分が 16 億円程度です。
伊多波座長	市民税はかなり現年度分が多いわけですが、それはどういう原因によるのですか。かなり多いような気がします。
別府財政課長	徴収率自体はかなり上がってはきてはいるのですが。
伊多波座長	ええ、全体ではそうですけど、過年度と現年度とはかなり税目によって違うわけですよ。だから、その点をはっきりしないと過年度分を徴収するための人員が非常に多くなって、費用がかかるわけです。現年度分をきっちりと徴収するようなシステムにすればいいわけですから、市民税の過年度分がかなり多いのがどういう理由なのか聞きたいと思います。
加藤税務部長	徴収率そのものにそれぞれの税目でばらつきがございまして、市民税の普通徴収ですと徴収率が 95%から 96%ぐらいなのですが。
伊多波座長	95, 96%というのは全体の徴収率ですよ。
加藤税務部長	はい、全体です。
伊多波座長	現年度分の徴収率が低いのではないですか。
加藤税務部長	はい。
伊多波座長	市民税の収入未済額 31 億円のうち、現年度分は 16 億円ですか。
加藤税務部長	はい。
伊多波座長	この理由は何でしょうか。
加藤税務部長	今申しあげました現年度分の徴収率は、20 年度分の市民税の普通徴収分では 95.5%ですけれども、同じく固定資産税の 20 年度で見ますと土地、家屋で 98.7%でございますので、かなり徴収率は高くなっております。
伊多波座長	全体の徴収率ですよ。

加藤税務部長	いえ、現年度分だけの徴収率です。
伊多波座長	現年度分だけですか。
加藤税務部長	はい。過年度分の滞納繰越は 30%ぐらいしか徴収できませんので、もともと繰り越す分が少ない固定資産税については、このような差が出ているものと思います。
伊多波座長	現年度分の徴収率は固定資産税が何%でしたか。
加藤税務部長	固定資産税の土地、家屋で 98.7%でございます。市民税の普通徴収分で 95.5%でございます。
伊多波座長	市民税の徴収率が低い理由は何ですか。
加藤税務部長	普通徴収と特別徴収とがございますが、特別徴収は給与から天引きされている分でございますが、これは99.8%とほぼ100%に近い数字です。普通徴収分につきましては4期に分けて、それぞれ納付書で払って頂いておりますが、所得階層が低い方がおられるということと、決まった額の収入があるという方が少ないことがあると思います。天引きで徴収しますと、徴収率は高くなりますので。
伊多波座長	あと、それから少し気になったところだけ確認させていただきます。資料2の4ページの財産収入については、金額の多少ではなくて、例えば収益と売却に当たって幾らで購入したのかというコストから譲渡益が算出できると思います。ですから、売却の場合と、保有し続ける場合の評価は、単に絶対額でこれだけあるというのではなくて、収益率とか譲渡益とか適切な指標でどれだけ成果を達成しているのかということを示すような形にしないと、資料の意味はないと思うので、そのあたりまで少し踏み込んでいただきたいと思います。 それでは、他にございませんか。はい、どうぞ。
位高委員	資料2の10ページで債権の一元管理と情報の共有化については、京都市はどちらも実施していないとなっております。他都市ではどちらも実施しているところもあるのですが、実施していない理由はどういうところにありますか。
加藤税務部長	市税収入と、他の国民健康保険料や市営住宅家賃などについて情報の

	<p>共有化は実施しているかということでございますけども、現時点ではまだそこまでの共有化はしておりません。その理由と致しましても、先ほど別府課長から説明しましたように、それぞれ根拠となります強制力のある法律、国税徴収法とかあるいは私債権として回収するのかの違いから、なかなか情報を共有することには至っていないということです。他都市では、国保と税は割と情報共有しているところがございますので、情報共有については個人情報保護審議会のご了解があればできると思っておりますが、現時点ではそこまでの取組はできていないということでございます。</p>
位高委員	<p>情報の共有化はしたほうが良いと思います。いろいろな障害があるとしても望ましいわけです。</p>
加藤税務部長	<p>同じ方が国保も税も滞納されておられるというようなことであれば、情報を共有化することによってアプローチが1回で済みますので、その意味では効率は良くなると思います。</p>
位高委員	<p>今までは情報の共有化は必要ないと思っておられましたか。</p>
加藤税務部長	<p>これまで余り検討できてなかったということで、未来まちづくりプランの中で、債権回収等について取組を強化していこうということで挙げられております。今、検討課題として捉えておりますけども、まだ具体的な検討までは入っておりません。</p>
位高委員	<p>我々の感覚としては、共有したほうがいろいろな意味でメリットが大きいのと思うのです。それで、他都市でできているのであれば、その方向に向かってもっと努力すべきではないかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
加藤税務部長	<p>市税については、平成6年度で最下位であったところからかなり徴収率を高めて参りまして、平成20年度で97.2%という全国の指定都市の中でトップクラスの徴収率を誇れるような状況になってきたのですが、その取組を実施する過程におきまして、かなり専門的に取組を実施してきたということと、今現在でも97.2%の徴収率でございますけども、更に取組を行う必要があることがかなりございまして、他の国保料や市営住宅の家賃と共同化することについて、税の立場から言いますと若干、市税徴収率に及ぼす影響が懸念されているところでございます。これらも含めて全体として検討していく必要があると思えます。</p>

伊多波座長	<p>それに関連して、京都府が地方税務機構を設置し、京都市にも参加を要請したかどうかかわからないのですが、報道によりますと確か参加しないとのことだったと思います。その背景はどの様なものだったのでしょうか。</p>
加藤税務部長	<p>今、座長がおっしゃられたように、京都府で地方税務機構という組織を立ち上げて、税の徴収を府下市町村で一元化していくことで、高額滞納案件を新組織に移管しまして、専門的に滞納請求事務をやっていって徴収率を高めていこうという動きをされるということで、京都府からアプローチがございました。</p> <p>京都市といたしましては、他の市町村とその当時からシステムや徴収率でかなり大きな差があり、参画することによって徴収率が上がるとかプラスになるという側面は特に見られませんでしたので、本市としては本市内部での徴収率の向上に向けて京都市の14区、支所で一つの対策本部を設置し取り組んでおりましたことでもありますので、特に府下市町村と一緒にやる必要はないということで、参加は致しておりません。</p>
伊多波座長	<p>はい、横井委員。お願いします。</p>
横井委員	<p>ちょうど債権管理のお話が出たので、その点について何点かお話ししたいと思います。各市町村とも債権管理の強化は非常に大事な課題でございますが、ただ、個人情報保護の問題や強制徴収債権、公債権あるいは私債権など、安保先生が専門でございますけれども、法律的な難しい問題があると思います。税金自体については資料3の30、31ページで、京都市で滞納市税等特別対策本部を設置されて、相当徴収率をアップされてこられているのですが、私が資料で要求させて頂いた保育料、市営住宅家賃、国民健康保険料あるいは夏季歳末特別生活資金貸付金等の税以外の未収債権もございます。これらについて、どのように管理しておられるのかについて他都市の事例を見ますと、それぞれが所管課ごとで取り組んでおられるため、マニュアルが整備されていないとか、あるいは税でやっておられるノウハウが市全体で活かされていないなどの事例があります。京都市の場合どこまで情報の共有化がされているのかはわかりませんが、滞納の未然防止や債権回収の強化、特に意図的な滞納者の整理や適正管理について、マニュアル作成等をするための債権を一元管理する部署を設置されて、収入未済額を全体として管理するやり方は参考になるのではと思います。</p>

伊多波座長	特別会計分でもかなり収入未済額があるのですが、主な原因というのはどういうものなのでしょうか。
別府財政課長	特別会計分では、市税などの一般会計と違い、参考で挙げております分の貸付金など通常の徴収をしたけれども未収扱いとなったものなど、少し事例が違うものがあります。例えば一番下の母子寡婦福祉資金貸付金ですと、母子寡婦家庭のお子さんの就学資金とか比較的長期間で貸し付けをしているものですが、もともと生活が厳しい世帯への貸し付けをしておりますので、かなりの率で未収となります。毎年度、4億円から5億円程度貸し付けをする中で、10億円ぐらいの未収の推移ということが続いております。これは貸付条件と借入れの関係からこのような状況でございます。
伊多波座長	国保料の場合はどうですか。国保料は収入未済額が64億円ありますが、主な原因というのはどういうのがありますでしょうか。
別府財政課長	所得層が比較的低いということが一番大きいと思います。対策としては口座振替もやっておりますけれども、今の状態からなかなか徴収率は上がらないと思います。
伊多波座長	<p>そうすると、ある程度整備しても難しいところもあり、このこと自体にもかなり問題があるということであるわけです。ですから、この場合はこのような情報を共有することと同時に、制度自体の問題点もやはり検討すべきでしょう。</p> <p>それから、税の場合ですと滞納整理を強化すると今度は滞納する代わりに、例えば少しいろいろな節税対策をすることがあると思うので、滞納対策をすると同時に所得捕捉のほうも税務上強化していくことが必要だと思いますので、今後よく考慮して頂きたいと思います。</p>
高城財政部長	特に国民健康保険料につきましては、徴収率が低いのが全国的な課題になっております。そこで非常に大きな問題としてありますのは、国保に加入をされている方々は比較的所得者の世帯の方が多いので、所得に対する保険料の割合が、他のいわゆる被用者保険と比べますとやはり相対的に高い。このことが徴収率が悪い一つの原因ではないかと思っていますので、我々地方公共団体としては、この国保の運営について、市町村単位での運営から都道府県などもう少し広域的な主体での運営など、保険制度そのものを見直して頂きたいというお話をさせて頂いてきたというのが現実でございます。

伊多波座長	ありがとうございます。ほかにございませんか。西村委員。
西村委員	<p>少し教えて頂きたいのですが、資料3の14ページ、15ページですけれども、特に14ページに記載されている固定資産税の税収が少ない主な要因がありますけれども、非課税分はどのくらいあるのかです。併せて、その非課税分に対して例えば24ページにあります新税の創設の中で、財源の確保よりも政策誘導の手段として活用しているという現状があるということですが、今の京都市の場合はあらゆる面で財源の確保に力を入れた新税も検討したらいいのではないかと思います。そのため例えば非課税分がどのくらいあるのか、少し具体的に検討をすべきではないかと思えます。</p> <p>それともう一つは、古い年次の木造家屋の占める割合が多いということなのですが、その木造家屋を建て直すとか取り壊して新たなものをつくるというときに制約が京都市はあるわけですね。ですから、その点は逆に条例などで変えていくということも考えていく必要があると思えます。</p> <p>以上です。</p>
伊多波座長	第1点目はどうでしょうか。非課税分がどれだけあるかということですが。
加藤税務部長	固定資産税につきましても課税している客体と課税できない、非課税と言われるものがございまして、非課税につきましても基本的に私どもでも評価をしておりますし、何平米あるかということもつかんでおらないというのが実態でございます。ざっと見れば市内の土地の6割ぐらいが非課税のものになっているということで、国有林ですとか学校ですとか寺社、河川とか道路とか、あるいは地方公共団体が持っている建物などが非課税となっております。
西村委員	大体6割ぐらいですか。
加藤税務部長	はい。
西村委員	それは例えば大阪はかなり固定資産税が多いですから、大阪が多いというのは非課税が少ないということですか。
加藤税務部長	大阪では5割ぐらいです。

西村委員	政令指定都市平均ではやはり若干多いのですか。
加藤税務部長	政令市指定都市平均で5割ぐらいです。京都は山林等が結構多く、国有林などは非課税になっていますので、その影響が大きいと思っています。
伊多波座長	ほかにございませんか。
加藤税務部長	<p>先ほどおっしゃられた財源確保のための新税ということですが、先ほどご説明させていただいたように新たな税を創設するということですので、京都市が財政が厳しいから新たな税を創設してご負担頂くということはなかなか説明しづらい面がございます。簡単に言えば、夕張市は財政再生団体になりまして、固定資産税とか市民税の超過課税として税収を確保しております。財政が厳しいからということであれば、個人や法人の超過課税や固定資産に超過課税の税で乗せれば、既存のシステムを使いまして税収を確保できるのですが、それがなかなか市民の方にご理解いただけるようなレベルまで、市の内部努力等をいろいろした上でどうしようもないということではなければなかなかご理解頂けないと思っております。</p> <p>新税につきましては、新たな政策目標があったとしても本当に数億円程度でございますので、本市の危機的な財政状況を改善するようなものはなかなか厳しいと現実では思っているところでございます。</p>
伊多波座長	はい。安保委員。
安保委員	先ほどの資料に戻るのですが、国民健康保険料などを滞納されている方で多重債務に陥っている方が非常に多いので、数年前からセーフティネットをどうするかについて取り組んで頂いているところですが、情報の共有化もあるのですが、そういう方は生活の再建をどうしていくかという視点を入れていかないと、単に徴収することだけを考えてやっても非常に効果が上がらないところがあるので、福祉分野にどう早くつなげて、生活の再建を行い、国保料を払っていただくかという視点を持っていくことが必要と思います。
伊多波座長	その点で、例えば京都市は労働費がかなり低かったですね。他のいろいろな理由があると思うのですが、例えば職業上の教育などは、教育費や労働費に含まれているのですか。

別府財政課長	<p>市町村，指定都市でもそうですが，主に労働行政は都道府県の事務として，直接京都市が労働行政をやっているというものはほとんどありません。むしろ，福祉のほうからのアプローチだと思います。</p>
伊多波座長	<p>ただ，今，安保委員が言われたのは福祉だけではなく，再教育なども含めてだと思えるのですけれども，そうすると京都市だけではなかなか難しいわけであって府市協調みたいなものも今後必要になってくるということになるわけですね。そういう観点での検討はされているのですか。</p>
別府財政課長	<p>ハローワークと生活保護のケースワーカーの連携というのは最近させて頂いていますけども，労働行政全般ということについてはまだまだこれからであると思います。</p>
伊多波座長	<p>再教育というのはやはり重要だと思います。失業しても就職できるためには，雇用面での再教育ということもかなり必要になってくるのです。京都市の市民の所得水準が低いから市税収入が低いというような言い方に聞こえるので，むしろ安保委員が今言われていたのは，もともとの課税ベースを大きくするような政策というものをもっと積極的にすべきではないかということだと思います。ですから，そういう観点から，京都市全体の付加価値を高めるようなことをするためにはどうしたらいいのかという視点も今後は少し重いウエイトをもって考えていく必要があるのかなと思います。</p> <p>他には。はいどうぞ。</p>
秋月副座長	<p>まず，資料2の15ページの保有資産の有効活用のところですが，これは未来まちづくりプランの記載内容をそのまま資料として添付されて，一番下の部分が空欄になっています。21年度に売却等を行う土地が幾つか具体的に挙がっているようですが，これについて具体的な執行状況と，それから売却益についての概数を教えて頂きたいというのが1点。</p> <p>それから，今の点に関連しまして，売却できると思われて挙げられているのか，売れそうな資産というのは，これで出尽くしているのか，これで2，3割程度ということなのかどうでしょうか。先ほどの座長のお話の中で財産収入というものを総額で出してもらってもそれでどうなのかということがありました。要するに，ストックはどれだけあるのか，特に土地の問題というとその点があると思うので，今すぐに出せるか出せないかは別として，その見通しも出していかないといけないと思います。要は，相当いろいろな経緯で保有されている資産を戦略的に10年，</p>

高城財政部長	<p>15年ぐらいかけて売却しようというスタンスなのか、とにかく困っているから今あるもので売れるものとはとにかく売り飛ばせというのかでは、随分とイメージが違うと思いますので、その点についての情報をもう少ししっかりとしたほうがいいのかと思います。</p> <p>それから、先ほど質問として出たことに関連しますが、いわゆる非課税措置の問題についてです。個人的にインタビューを受けたのですが、あるかなり公益性が高い団体が減免というのか免除を受けているのかというような問題意識についてお話しすると、結構リストが出てきたのですが、その方が問題にしておられるところではかなり割合が高いと思うのです。だけど、それではおかしいという議論があるわけなのです。個人の考え方で人の立場によって違うと思いますが、何でもこの団体がいわゆる課税を逃れているのだろうということもあるわけです。私が申し上げたいのは、トータルでこれだけの課税していませんという土地の中に、昭和20年代だったらそうかも知れませんが、もう平成の世の中では税を頂いてもいいのではというところもあると思うので、厳しく見て頂いたほうがいいのかと思います。</p> <p>それから、最後は質問というよりコメントですが、すごく頑張って徴収すれば、徴収率を上げられたと思うのですが、今申し上げた財産の管理料も含めすべてに行政コストというのはかかっているわけで、徴収業務に職員をどれだけ投入して、どれだけ汗をかかせたかということ考えると、見合った分が徴収できているのかどうかというところがあると思います。いわゆる財産管理や税収を上げることに、いわゆるマンパワーや給料が絡んでいるという意識でやって頂きたいと思います。概括的な項目で申しわけないのですが、とりあえず最初の2点について、特に2点目ですが、お願いします。</p> <p>まず、土地の売却についてでございますけれども、資料2の「資産の管理、有効活用のあり方」の15ページの今おっしゃられました21年度に売却などを予定致しておりました土地のうち、上から順番に旧北清掃事務所、西京まち美化事務所、それと醍醐地域学校向け用地、そして伏見消防署について21年度で処分致しております。なお、旧美術工芸ギャラリーでございますけれども、これは年度が1年前倒しになりまして20年度で処分ができたということでございます。21年度中では財産の売払いで9億円程度の収入になるのではないかと考えております。</p> <p>なお、21年度に売却を予定致しておりましたみかげ会館については本年の9月末頃に一般競争入札にかけさせていただこうと思っております。同じく22年度、23年度に売却予定の土地ということで一覽を掲げておりますけれども、このうち、五条消防出張所でございますけれど</p>
--------	---

	<p>も、これについてもこの9月に競争入札に付されるという予定でございます。</p> <p>土地の売却でありますけれども、この資料に記載させていただいておりますように、今までのところは主として公共施設の建て替え、あるいは他施設の統合によって不要となりました土地を売却させていただいて、建て替えの財源として活用させていただくという取組を致しております。今はこれだけにとどまらず、京都市がいわゆる普通財産として持っている土地もございますので、これについての活用状況について、ただ今全庁的に調査をさせていただいております、今後この全庁的な調査に基づいて、普通財産の中でも売却あるいはその他有効活用ができるものがないかについて全庁的な視点から検討したいと、そういう取組をさせていただいているところでございます。</p>
秋月副座長	<p>トータルのストック、土地だけに限らないでしょうけども、資産の保有状況と売却可能性については、今おっしゃった全庁調査を待つて全体像が出てくるということによろしいでしょうか。</p>
高城財政部長	<p>はい。当然のことながら京都市が何か今後施設を造る場合にもできるだけ新たな土地を求めずに、既存の土地を有効活用する、そういう観点からもございますし、今、副座長もおっしゃいましたように、売却をして財源として活用するという2つのアプローチから土地の全庁的な調査をしまして、土地を一元管理していきたいと思っているところであります。</p>
伊多波座長	<p>資産の全体のストックについては、もう一度会議がございますので、そのときにでも途中経過や今後どのように有効活用するかしないかについて、とりあえずこれだけありますというストックの一覧をご提示頂ければと思います。</p>
秋月副座長	<p>減免については何かございますでしょうか。</p>
加藤税務部長	<p>固定資産税の減免についてでございますけれども、条例とか規則、あるいは個別要綱等によりまして個別に減免しております。これらにつきましては、それぞれの要綱が今日の基準に照らし合わせて、なお続けていくべきものなのかという観点と、それらが要綱に沿った使われ方しているのか、その2点でチェックをさせていただいております。これまでも毎年、戸順調査と言いまして、職員が課税するためにそれぞれの建物を見て回りますけれども、それらを通じて使われ方が要綱どおりになっていな</p>

	<p>いものを見つけてきて、減免を廃止したこともございますし、あるいは要綱そのものが今日に合わないということで廃止したということもあり、細々したものでございますけれども、数百万ずつの見直しもその都度させて頂いておりますので、これらにつきましては継続的に今ご指摘いただいた視点でチェックをかけていきたいと思っております。</p>
伊多波座長	<p>はい。ほかにございせんか。</p>
平井委員	<p>どの観点からどう進めたらいいのか分からなかったのですが、まず質問からでよろしいですか。国と地方との行政の事務の分担の中で、学校の説明がありました。この事務の分担と実態とが異なるわけですね。そこにおける費用負担はどのように分けておられるのか教えて頂きたいと思えます。</p>
別府財政課長	<p>京都市が実施をしております、高校や特別支援学校は本市の費用負担で行っております。財源措置としては、国からの地方交付税について高校の生徒1人当たり幾らとかという算定があるのですけれども、それは市立高校の場合は京都府ではなく、京都市に加算して算定することとなっており、その分については財源の移転はあります。</p>
平井委員	<p>この間も別の会議で職業訓練の話やジョブパークの話も出ておりましたが、府が基本的にやっておられるのでということで、そこに京都市も協力していくというような姿勢の示し方がありました。政令指定都市という特徴上、どうしても府と市の両方が張り出してくる中で、我々としても市のほうが意識的に近かたりしますから気になったんですが、先ほど社会保障のときの話も含めて再教育が大切だとか、子育て充実による住民の安心感や魅力を高めるという中で、京都市は結構学校教育については、全国的に優れているとの定評をもらっているところもあるわけでありますから、進めていって頂ければと思えますが、特に財政面で大変なのであればと思って確認したのですが、財源は府と市にきっちり分けられているのであればいいと思っております。</p> <p>その中で、大学のまち京都という中で、一時京都市から大学が離れていこうとしたが、また戻ってこられる中で、そのときに用地の問題や学舎を大きくしたいけれど、これ以上大きくならないとか、土地が高いとか、いろいろなことがあります。でも、大学がたくさんあることによって、産学連携などで新産業の創設や、他の政令指定都市よりも法人市民税や法人によっての収入で助かっているところがあります。法人市民税が大きく増減することで、それに左右されるとの説明もありましたが、</p>

	<p>やはり若者が集まるまちとして大学を市内に留めておくということも含めて、先ほど秋月先生がおっしゃったように、何のために何を使うかという線引きの中で重要度も含めて考えたときに、京都市からの大学離れというのは今後大きい痛手をこうむっていくこともあると思いました。大学については、国と地方の行政事務の分担では国になっておりますけれども、京都市は珍しく市立の芸術大学も持っておりますし、様々な取り組み方ができると思っていますので、そのあたりを財政の観点からも支援しながら、協働で進めていかれるのがいいのかなという意見です。併せて意見を述べさせていただきますと、新税の創設のところに、新税によって何がしたいのか等々が書かれてありましたけれども、歳出のほうも整理していこうということを今までずっと各論でやってまいりましたけれども、その整理は進めていかれて、整理が足りないところを何とか穴埋めしようと思ってあるものをいろいろ売っていこうというところになっているんだと思いますが、それではますます足りなくなってきた場合に、誰からどのような税を頂くかということが大変重要で、先ほどの社会保障の問題も含めてになると思いますけれども、その観点をしっかり持って、新税の創設を考えて頂ければと思っております。</p> <p>例えば、京都市は観光産業が中心で動いていこうとしております。その観光客の方々のサポートのために、もっと楽しんでいただくために、よりよいものにしていくための費用の一部はやはり観光客の方からもらっていかなければいけないかも分かりませんし、また、先ほどの学校教育の話でも、誰のためにどのようなことをしていくかによって、どこからどのようにもらうかについて連携して頂けたら、新税の創設のところではいいのかなと思っております。</p> <p>ちょっと長くなりましたけれども、ほぼ意見でございました。</p>
伊多波座長	<p>観光ですが、最近中国人が随分日本に来られているのですけれども、京都市では海外からの観光客の誘致に関してどのような対策をとっておられるのか、あるいはとってないのか、何かありますか。</p>
別府財政課長	<p>具体論は勉強不足なところがありますが、観光振興のための総合プランを策定したところです。</p> <p>それから、もう一つ併せて、国際会議誘致の取組も一緒にしたいと思います。</p>
伊多波座長	<p>はい、横井委員。</p>
横井委員	<p>今の意見に関連してですが、新税では確かに財源確保よりも政策誘導</p>

ということにやっぱりなってくるのかなと思います。そういう意味で、資料3の25ページに記載されている歴史と文化の環境税といったことも大事ではないかと思います。京都市の環境に優しい、マイカーや観光客に対しての課税ということで、前回、駐車場等についての新税を考えてみたらどうかということはお話しました。

ただし、なかなか政策誘導なので財源的に難しいということと、金額も徴税コストから考えると少なくなかなか難しいのではという点があります。従いまして、資料3の29ページのところで、65歳以上の方の非課税が、他都市と比較すると、京都市だけが実施されているということをお伺いして、一体内容がどういうことかよくわからなかったので、追加で資料を依頼させて頂きました。今日その資料を見させて頂くと、前回敬老パスの問題もありましたし、どういう方にどういう負担をさせていただくのかということについて、今回も総所得だけで見られて、なおかつ本当にこの人たちに非課税措置を継続する必要があるのか、あるいは今後更に高齢者の増加により対象者が広がりますので、もともとの昭和26年に創設された経緯をきちんと検証して、さらに国自体がこのような老人控除をなくした趣旨もあるわけですから、この非課税措置分が4億円近くありますので、そういった点の見直しをされるのが大事なのかなと思います。

続きで、1点言わせて頂きたいのは、資料2の13、14ページでいろいろな基金がありまして、私もこれだけ基金がたくさんある中で、設置後期間が経過しているものを今後どう使っていくのかというのがなかなか難しい問題があるのかと思います。12ページに、当初の設置目的の意義と現在及び将来のあり方を検討したらどうかということが書かれておりますが、私もまさにそう思います。例えば、新住宅市街地開発事業基金で昭和58年度に32億円、これは洛西の分譲のときの基金かも知れませんが、それだけの地域だけでなく、京都市全体の住宅開発のために、あるいはその下のほうの宅地開発の基金や市街地再開発の基金について、トータルで京都市の今後の税収確保のための住宅の開発など前向きなことに使っていかないと、基金だけ置いておいても、運用益はほとんどないわけですから、そういう観点で資産の見直しをして頂きたいと思っております。

あと、公有財産の一元管理や債権の一元管理というのはぜひやって頂きたいし、単に一元管理の部署をつくるだけではなくて、先ほど安保先生がおっしゃったように、債権であれば、なぜ未収が生じているのかという原因をきちんと各部署で分析をして、そのための対策までやる一元管理の部署が必要であると思います。また、公有財産も単に売却するだけではなくて、本当に遊休地でいいのか、あるいは将来の京都市のため

	<p>にその土地をどう利用したらいいのかということをしちんと全庁的に検討できる公有資産の管理を行う部署をぜひ設置して頂きたいし、あと、京都市版のアセットマネジメントのプランも早急に策定して頂かないと、他都市が策定しているのに京都市が遅れているというのではなく、こういうことも含めて努力して、その上で税収確保などいろいろな面で取り組み頂きたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
伊多波座長	<p>はい。ありがとうございました。何か他にないですか。</p>
位高委員	<p>資料2の13ページを見ていて感じたのですが、今、所管局ごとに基金が管理されていますね。トータルすると結構な金額になるのですが、局ごとで見るとそう大した金額にはならないのかなと思います。ですから、特に運用という面を考えると、基金の一元管理がやっぱり必要ではないかと思います。どこかの部署が一括管理をして、存廃もその部署がメインで考えて頂くことが必要であると思います。</p> <p>先ほど基金の運用の話が出まして、今は年0.8%ぐらいの運用利回りですが、例えば関電の株ですと配当利回りが2%ぐらいになるということですが、いろいろな財投債など他でもう少し運用利回りを上げる工夫もあり得るのではないかという気がします。いろいろと制約があるのかも知れませんが、他にも安全な債券もあり、利回りを上げられるのではないかと思います。</p> <p>ただ、もう一つ考えますと、そういうことをしても得られる金額は数億円程度ですね。これらの積み重ねで京都市財政が立ち直るのかなと感じます。</p> <p>その点から2つほど申し上げたいと思います。1つは、やはりもっと大きなスケールで税収とか収入増、または人口増加に資するような施策がどうしても要と思うのです。少し今日のテーマから外れるかも知れませんが、また既にいろいろな形で議論されていると思いますが、例えば、京都市の中に特区を作るということは考えられないかと思います。その場合目指すべきは、教育、医療、環境ということになるかと思えます。次は、交通渋滞などの交通問題です。パーク・アンド・ライドの施策で観光客がもっと動きやすくするとか、いろいろな意味での経済活動に関わる施策を考えないと、大きな意味での増収効果にならないのではと思います。</p> <p>そして、公営企業会計については、余り議論が生まれませんでした。大きな規模で地下鉄なども整備してきたわけですから、この問題も避けて通れないなと思います。こちらで赤字を減らす、又はこちらで増収を図</p>

	<p>るとかという議論が非常に重要であると感じています。 少し今日のテーマからは外れているかも知れませんが。</p>
伊多波座長	<p>はい。公営企業に関しては事務局に、一般会計との関係で資料を出して欲しいということをお願いしています。 あとは、基金の運用に関してはどうでしょうか。</p>
別府財政課長	<p>基金の管理については、財政課で一括運用できるようにしております。例えば先ほどお話にありました公営企業会計なんかでも資金ショートする際は基金のキャッシュを少し回して金利負担を軽減させたりとかの取組はできております。ただ、存廃も含めた基金トータルの管理ということについては、さらにもう一歩必要かと思えます。</p>
伊多波座長	<p>財投債の購入は制度的に難しいのですか。</p>
別府財政課長	<p>地方公共団体の基金ということでございますので、運用の原則としましては、債券を仮に購入する場合には、元本保証のある債券を購入することということになっておりますので、私どもは基金の運用先としましては、債券関係では国債と地方債、この2つに限定させて頂いて運用しているということでございます。そういったこともございまして、昨今の低金利も反映して、基金の運用益が非常に低くなっています。なかなか運用については制約があって困難な面も多いですが、できるだけ基金をまとめるような形でロットを一つに集中して有効活用できる、そういう手法で基金の活用については検討していきたいと思っております。</p>
伊多波座長	<p>あと、特区構想はどうですか。</p>
由木副市長	<p>京都市全体の付加価値、あるいは経済価値を高める政策ということで、特区構想については、国で新しい特区の制度をつくるというお話が出てきておりますので、これまでの視点だけではなくて、もう少し前広に特区みたいなものがあり得ないだろうかというのを庁内で検討を始めております。できれば秋口ぐらいには、国にこういう形で京都市は考えたいということが提案できるように事務を進めていきたいと思っております。</p> <p>それから、京都市全体の付加価値を高めるという観点では、今現在 10年に1度の基本計画をつくる議論をちょうど並行してやっておりますので、この有識者会議からもそのようなご意見を頂いたということで、基本計画を策定する中で、できるだけそういう観点も含めた戦略を作って</p>

	<p>いきたいと思っております。</p> <p>それから、もう一つだけつけ加えさせていただきますと、福祉、雇用、医療や生活保護の連携の面でございますが、これは府も実は強化したいと考えているようでございますので、できるだけ生活保護の方が職を得て、そこから脱出できるようなものにつながるような連携をぜひ図っていきたいと思っております。京都市が労働雇用の行政をやるということも解決策としてはあるのかもしれませんが、むしろそこは今役割分担がございますので、府との連携の中でより実効あるやり方を考えたいと思います。それから、これは先ほど少しご紹介いたしましたけれども、府市の協調の中でも一つの大きなテーマとして取り組んでいくということを、府のほうも考えてもらえるようでございますので、そういう形で進めていきたいと思っております。</p>
--	---

3 閉会

伊多波座長	<p>ちょうど予定の時間になりましたので、皆様方から頂いたご意見はまた次回のまとめのときに紹介して頂きたいと思います。</p> <p>それでは、本日の議題はこれで終了とさせていただきますが、最後に京都市のほうから何かございますか。</p>
高城財政部長	<p>ありがとうございました。次回の日程でございますけれども、9月上旬ごろに予定を致しており、近日中に委員の先生方のご予定を私どもからお聞きさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、冒頭も申し上げましたように、次回第7回目の会議では、これまでの議論のとりまとめと致しまして、提言と併せまして京都市の中長期の財政収支見通しについてご議論を頂きたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
伊多波座長	<p>それでは、長い時間どうもありがとうございました。</p>